

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 内閣官房組織令等の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 1 月 13 日 本紙第 5473 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 1 月 13 日 政令第 1 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 1 月 13 日）から施行
【制定の根拠】	内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 20 条第 2 項、 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 4 項 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和 44 年法律第 33 号）第 2 条
【法令のあらまし】	1 内閣総理大臣の秘書官の定数を 1 人増員して 7 人とする。（内閣官房組織令第 11 条及び附則第 9 項関係） 2 防衛省の大臣官房審議官のうち 1 人を関係のある他の職を占める者をもって充てる。（防衛省組織令第 10 条の 3 第 1 項及び附則第 4 項関係） 3 内閣の機関の特別職の職員を 1 人増員し、防衛省の特別職の職員を 1 人減員する。（行政機関職員定員令第 1 条第 1 項の表関係）
【改正される法令】	内閣官房組織令（昭和 32 年政令第 219 号） 防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号） 行政機関職員定員令（昭和 44 年政令第 121 号）